

● 婦 人 問 題 相 談

— 業 務 報 告 —

勞 働 省 婦 人 少 年 局

埼玉県浦和市岸町5ノ101 電話浦和4,273番

埼玉婦人少年室

目 次

は し が き	1
1 婦人問題相談の概要	2
(1) 相談受理件数	3
(2) 受理至略	5
(3) 対象者の身上	6
・ 年 令	6
・ 学 正	7
・ 結婚の状態	7
・ 取 扱	8
(4) 相談内容	9
(5) 措置状況	16
(6) 相談業務からみた老害問題	20
2 事 例	23
(1) 老害問題相談に関する事例	24
・ 被害防止に関する相談事例	24
・ 更生に関する相談事例	26
(2) 一般婦人問題相談に関する事例	30
・ 就労についての相談事例	30
・ 貧乏生活の問題についての相談事例	32
・ 家庭内の問題についての相談事例	34
・ 離婚に関する問題についての相談事例	36
・ 結婚に関する問題についての相談事例	38
・ 子供の問題についての相談事例	41
・ 社会保障の適用についての相談事例	43
・ 生活指導についての相談事例	45
・ 調査依頼についての相談事例	47

1 婦人問題相談業務の概要

(1) 相談受理件数

婦人少年室、婦人問題相談員及び婦人少年室補助員が取扱っている婦人問題相談は、年々増加の傾向を示し、昭和35年度では6,935件で、34年度より約6%、33年度より10%の増加をみている。(オノ表参照)しかしこれを問題別にみると、直接売春問題に關係ある相談件数は、年々減少の傾向を辿っており、逆に売春問題以外の一般婦人問題相談は増加の傾向をしめしている。これは売春屋があつても完全に更生した婦人の相談は一般婦人問題として取扱うべき性格に変わってきていること、さらに要保護女子と思われるものでもはつきり売春問題として相談を持ち込むことをさけるため、一般婦人問題として取扱うことになるなどの理由からと考えられる。

オノ表 婦人問題相談受理件数

取扱別	昭和33年 1月~12月	昭和34年 1月~12月	昭和35年 1月~12月
総 数	6,266	6,542	6,935
婦人少年室	3,241	4,222	4,842
協 助 員	3,025	2,320	2,093

オニ表 問題別受理件数

問題別	件 数	率 数	%
総 数	6,935		100%
個人別相談	5,771		83
売春問題	450		6
一般婦人問題	5,321		77
一般相談	1,161		17

昭和35年度に取扱った婦人問題相談について、その相談件数を種類別にみると、6,935名のうち個人の身上に關する相談が83% (5,771) を占めており、その内訳は売春問題6% (450) 、

(4)

一般婦人問題77% (5,321) となっている。他の17% (1,161) は個人の身上に關する相談以外の一般的な相談で、個人別相談の約5分の1にすぎない。(オヌ表参照)

売春問題の相談受理件数についてこれを相談事項別にみると、450名のうち転落防止に關する相談が11%、更生に關する相談が89%となっており、さらに更生に關する相談には、更生婦人、売春の常習者の両者が含まれている。(第3表参照)

以下は婦人問題相談のうち個人別相談のみについてとりまとめたものである。

第3表 売春問題相談受理状況

事 項 別	%
売春問題相談対象者総数	100
転落防止に關する相談	11
更生に關する相談	89

(2) 受理経路

相談を受理した経路についてみると、婦人少年室への申出(かけこみ)が、全体の95%で大部分を占めているが、これには本人のみでなく親兄弟、知人、友人、近隣の者など第三者からの申出し含まれている。他は、警察、福祉事務所などの他機関より依頼されたものが3%、発見によるもの(風評などによって調査におもむき問題を発見したもの)が2%となっている。(第4表参照)

第4表 受理経路

事項別	受理経路別	計	申出による	発見による	他機関より
総 数		100%	95	2	3
売春問題相談対象者		100%	57	5	38
転落防止に關する相談		100%	75	25	—
更生に關する相談		100%	55	3	42
一般婦人問題相談対象者		100%	98	2	2

(5)

これらをさらに問題別にみると、売春問題相談では、申出によるもの57%、他機関よりの依頼によるもの39%、一般婦人問題相談では申出によるものが76%と大部分を占め、他機関より依頼されたものはわずか2%にすぎない。これによつて売春問題相談の対象者には、自発的でなく、売春の事実に基づき警察の摘発等によりまわされてきた者が多いのに対し、一般婦人問題の対象者はそのほとんどが本人の積極的な意志により来室した者であることがうかがえる。

(3) 対象者の身上

○ 年 令

妇人別相談の対象者の年令を全体的にみると20才代、30才代が最も多く、両者で全体の約半数を占めている。(オ5表参照)

これを問題別にみると、売春問題相談では30才未満の者が81%を占めており、中でも転落防止に関する相談はその75%が15才未満であり、また、更生に関する相談はその2%が15才未満、27%が20才未満である。

なお、売春経歴のあるもののうちで最年少者は14才であった。

オ5表 年 令

年 令 別	事 項 別	計	売春問題相談対象者 一般婦人問題			
			小 計	転落防止に関する相談	更生に関する相談	相談対象者
総 数		100%	100%	100%	100%	100%
15才未満		2	11	75	3	2
15才～20才未満		15	24	—	27	14
20才～30才未満		25	26	25	49	24
30才～40才未満		25	11	—	12	21
40才～50才未満		20	8	—	9	26
50才以上		12	—	—	—	12
不 明		1	—	—	—	1

一般婦人問題相談では40才代が26%で最も多いが、他の年令層

においてもだいたひ差はみられない。

以上のように売春問題相談の対象者は20才前後に集中されているのに対し、一般婦人問題相談の対象者は各年令層に分布されており、ことに売春問題にはみられない50才以上のものが12%あるのは対照的である。

○ 学 正

対象者の学正をみると、小・高小・中学等が47%を占めており、ついで旧高女・高校程度30%、旧高専・短大以上5%、義務教育未修了3%の順となっている。(オ6表参照)

オ6表 学 正

学 正 別	計	売春問題相談対象者 一般婦人問題			
		小 計	転落防止に関する相談	更生に関する相談	相談対象者
総 数	100%	100%	100%	100%	100%
義務教育未修了	3	14	75	6	3
小・高小・中学	47	62	—	70	46
旧高女・高校	30	14	25	12	31
旧高専・短大以上	5	—	—	—	5
不 明	15	10	—	12	15

これをさらに問題別にみると転落防止の相談者はその大半(75%)が義務教育就学中の者であり、また、更生の相談者は70%が義務教育修了程度である。一方、一般婦人問題相談では義務教育修了程度が46%と半数以下になり、旧高女・高校程度が31%、売春問題ではみられなかった旧高専・短大以上が5%あり、売春問題相談にくらべて学正が高い。

○ 結婚の状態

全対象者のうち未婚は35%、既婚は65%であるが、問題別では、売春問題の対象者は未婚が66%と多く、特に転落未決者には既婚は1人しかない。これに対し一般婦人問題相談では未婚が34%

%、既婚が66%と売春問題とはまったく反対の傾向を示している。
(オ7表参照)

オ7表 結婚の状況

未婚別	計	売春問題相談対象者			一般婦人問題 相談対象者
		小計	転落防止に 関する相談	更生に関する 相談	
総数	100%	100%	100%	100%	100%
未婚	35	66	100	61	34
既婚	65	32	—	36	66
有夫	37	8	—	9	38
死別	16	2	—	3	17
再別	12	22	—	24	11
不明	*	2	—	3	*

注/ ※印は/%未満

また、既婚者の内訳をみると、売春問題では既婚者の約67%が
再別者で、22%が有夫者であり、さらに有夫者の中には常習者も
数人いた。一般婦人問題では既婚者の約58%が有夫者であり、つ
いで夫と死別したいわゆる未亡人が22%を占めている。

取 業

取業に関しては全対象者のうち半数以上が取業をもっている。し
かし売春問題の対象者のみにについてみると、無職の方が多く5
9%を占め、特に転落未熟の者はその75%が無職である。これは
オ6表の改正の項で明示したとおり、その大半が義務教育就学中の
者である層と考えられる。(オ8表参照)

転落の危険あるもの、売春を常習とするもの、かつて売春婦であ
ったもの等の売春問題相談対象者で、現在取業をもっているものに
ついて、その取業をみると、旅館・料理屋・飲食店等中が53%で
最も多く、ついで芸妓13%となっており、有取者の過半数が接客
婦として働いている。なお、転落防止に関する相談対象者で取業を

(8)

もっているものは全部接客婦である。(オ8表参照)

オ8表 取 業

(1)

事 項 別	計	あり	なし	不明
総 数	100%	55	44	1
売春問題相談対象者	100%	41	59	—
転落防止に関する相談	100%	25	75	—
更生に関する相談	100%	42	58	—
一般婦人問題相談対象者	100%	56	43	1

(2)

取 業 別	売春問題相談中 有取者数	転落防止に関する相談	更生に関する相談
計	100%	100%	100%
旅館・料理・飲食店	53	100	50
芸 妓	13	—	15
事務員	7	—	7
バー・マダム	7	—	7
パチンコ・店員	7	—	7
不 明	13	—	14

(4) 相談内容

相談の対象者はいろいろと複雑な問題を持っているものが多く、
したがって持ち込まれた相談は1人が同時にいくつもの相談事項をも
っている場合がある。

この相談内容を問題別にみると、まず売春問題では前掲オ3表で
示した通り転落防止に関する相談が11%、更生に関する相談が8
9%となっているが、更にそのそれぞれについて相談内容をみると、
転落防止の相談ではオ9表(1)のとおり保護施設への入寮、生活保

(9)

議のあつせん等社会保障の適用についての相談が50%、就労先の現状調査、家出入の捜査等の調査依頼50%、家庭経済の困窮、家庭不和等家庭内の問題についての相談が25%、本人及び家族の生活指導の依頼が25%となっており、いずれもこのまま放置しておいては転落の危険があると思われるものである。(※9表(1)参照)

また、更生に関する相談では、※9表(2)のとおり更生にあたって身のふり方、今後の生活設計、生活態度の指導を求めてきた者が一番多く46%、ついで更生施設への入寮、更生資金の借入、医療扶助のあつせん等社会保障の適用についての相談が21%、就取のあつせん及び調査依頼がそれぞれ12%、その他家庭内の問題、前借金解決を求めてきた者が6%となっている。(※9表(2)参照)

※9表 売春問題相談内容

(1) 転落防止に関する相談

(2) 更生に関する相談

相談内容別	%	相談内容別	%
転落防止に関する相談対象者総数 (相談内容総数)	100% (150)	更生に関する相談対象者総数 (相談内容総数)	100% (112)
家庭内の問題	25	就取の問題	12
生活指導	25	就取先の問題	3
社会保障の適用について	50	家庭内の問題	6
調査依頼	50	離婚の問題	3
		社会保障の適用について	21
		生活指導	46
		調査依頼	12
		貸借の問題	6
		その他	6

注 一人につき相談事項が二つ以上あった場合は、それぞれ該当欄に算入した。したがって合計は100%をこえる。

注 一人につき相談事項が二つ以上あった場合は、それぞれ該当欄に算入した。したがって合計は100%をこえる。

(10)

一方一般婦人問題の相談では就取のあつせん及び転落についての援助指導を求めてきた者が25%で一歩多い。(※10表参照)

※10表 一般婦人問題相談内容

相談内容別	%
相談対象者総数 (相談内容総数)	100% (102)
就取の問題	22
就取先の問題	13
家庭内の問題	12
離婚の問題	10
社会保障の適用について	9
子供の問題	8
生活指導	6
調査依頼	4
結婚の問題	3
貸借の問題	2
土地住居の問題	2
財産分与に関する問題	2
男女間の問題	2
身のふり方	1
意見(相談意志の弱ったもの)	2
その他	4

注 一人につき相談事項が二つ以上あった場合は、それぞれ該当欄に算入した。したがって合計は100%をこえる。

このほか就取先の問題(13%)、家庭内の問題(12%)、離婚の問題(10%)などについて解決を求めてきたもの、社会保障

(11)

の適用依頼、子供の問題、生活指導依頼、結婚問題、金銭の貸借問題、土地住居の問題、財産分与の問題、男女間の問題など、相談内容は多岐にわたっている。就取問題について解決を求めてきたものでは、労働条件、退職にかかわる問題が多いが、中には上司や同僚との不和、雇用先との感情問題などで人間関係の調整を求めてきたもの（12%）もある。その他（7%）の中には職場内での人権、暴力、風紀の問題等がみられる。（※10表1参照）

イ 就取先の問題に関する相談

相談内容別	%	相談内容別	%
該当相談対象者総数 （相談内容総数）	100% (103)	退職手当の支給について	5
賃金問題	21	雇主との賃借問題	5
解雇問題	16	職場の福祉問題	4
職場内の人間関係の調整	12	災害補償の支給について	4
退職させてほしい	7	過重労働の問題	4
雇用先からの荷物の引取	7	労働組合の問題	3
労働時間の問題	6	配置換の問題	2
		その他	7

注 一人につき二つ以上の相談事項があった場合は、それぞれ該当欄に算入した。したがって合計は100%をこえる。

家庭内の問題では、その相談内容の大半は家族間の紛争及び不和で、中でも夫の女性関係の解決を求めてきた者が一番多く（21%）。そのためすでに離婚寸前にまで至っているものも多数見うけられた。以下夫婦、家族間における人間関係の調整など※10表1に示すとおりであるが、家庭生活の運営指導、親や子供の扶養義務、家族間の人間関係のあり方等について、指導や意見を求めてきた者も少なくない。（※10表1参照）

(12)

ロ 家庭内の問題に関する相談

相談内容別	%	相談内容別	%
該当相談対象者総数 （相談内容総数）	100% (102)	嫁姑間の不和	7
夫の女性関係の解決	21	家族からの虐待	4
夫婦間の調整	15	親子の扶養問題	4
家庭内人間関係の調整	12	家族の無理解	3
親子間の紛争	12	夫の家族との別居問題	3
夫の暴力、怠惰、乱費	11	入籍の問題	2
家庭の経済困窮	10	その他	3

注 一人につき二つ以上の相談事項があった場合は、それぞれ該当欄に算入した。したがって合計は100%をこえる。

離婚の問題では、対象者自身に離婚の意志があり、離婚したいと訴えてきたもの53%、夫及びその家族から追い出しや離婚の強制をうけているものでどうしたらよいかと相談にきたもの23%、離婚後の諸問題を解決してほしいと相談にきたもの24%となっている。（※10表1の参照）

ハ 離婚に関する相談 (1)

相談内容別	%
該当相談対象者総数	100
離婚したい	53
離婚を強要された	23
離婚後の問題	24

このうちはっきりと離婚にともなう条件を持ち込んできたものは全体の60%で、その持ち込まれた問題は、子供の親権やそれにとりまわす養育費の問題が43%で、最も多く、ついで慰謝料の請求が24%、財産分与の問題10%、親権の変更について8%、生活費の援助4%となっているが、中には離婚するにあたって財産、住居はないのでそのあっせんを望み申し出たものも9%ある。また離婚した夫から復縁を迫られているというもの、反対に復縁したいというものも多少みうけられた。（※10表1(2)参照）

(13)

相談内容別	%
該当相談対象者総数	100
(相談内容総数)	(106)
子供の扶養及び養育費の請求	43
慰謝料請求	24
財産分与について	10
親権の変更について	8
取戻のあつせん	7
生活費の援助	4
復縁の同意	4
住居のあつせん	2
その他	4

注. 一人につき二つ以上の相談事項があつた場合は、それぞれ該当欄に算入した。したがって合計は100%をこえる。

一般婦人向相談のうち、7%を占める社会保障に関する相談では、母子世帯で修学資金、生業資金、生活資金等の貸付について相談してきたもの(31%)、生活保護(20%)、医療扶助(16%)のあつせんを依頼してきたもの、災害補償の受給あつせんを依頼してきたもの(12%)などがある。

このほか貧困家庭の幼児、肢体不自由児、不良児等子供を施設にあずけたいというもの(6%)、養老院への入居あつせんを依頼するもの(3%)などもみられる。なお、表(オ/オ表三)に示すその他15%の内訳は母子寮入居、教育扶助、遺族扶助料、厚生年金、身体障害者手帖交付のあつせん等である。(オ/オ表三参照)

子供の向題に関する相談8%については、不良児の保護指導が一番多く40%を占めており、子供の生活態度、教育等についての指導38%とあわせその大半が指導を求めてきたものであるが、なか

相談内容別	%
該当相談対象者総数	100%
(相談内容総数)	(105)
母子福祉資金貸付について	31
生活保護のあつせん	20
医療扶助のあつせん	16
災害補償受給について	12
子供の保護養育について	6
在留更生資金貸付について	5
養老院入所あつせん	3
その他	15

注. 一人につき二つ以上の相談事項があつた場合は、それぞれ該当欄に算入した。したがって合計は100%をこえる。

には、幼児の保育所あつせん、子供の処刑の執行、長欠児童の保護措置を求めてきたものも若干ある。(オ/オ表三参照)

調査の依頼の中では、最も多いのが行方不明者、外出人等の居住先調査で、4%を占めている。ついで就労先の取極や至望状態の調査(29%)、就労先での生活状況調査(20%)となっているが、このほか、離婚などの理由で他家先へ養つてきた子供の現状調査、結婚についての相手方調査等もそれぞれ6%ずつある。(オ/オ表三参照)

相談内容別	%
該当相談対象者総数 (相談内容総数)	100%
行方不明・家族人のとうさ	40
就職先の状況調査	29
家族先での生活状況調査	20
別居している家族の現状調査	6
家族状況調査	6

注：一人につき二つ以上の相談事項があった場合は、それぞれ該当欄に算入した。
したがって合計は100%をこえる。

(5) 措置状況

相談の対象者は、複雑な事情のもとにさまざまな問題をもちている者が多く、持込まれた問題を解決するためには、いくつかの措置をあらわして行なう場合が少なくない。例えば家庭内の問題で、夫の女性関係を解決してほしいという相談では、まず夫や家族に面接して実情を聴取し、更に、必要があれば相手の女性とも話し合いをかさねるなどして夫婦関係の調整につとめるか、打合わない場合には家族に依頼する。調停に際しても必要に応じ助言指導を与え、その結果もし離婚に至った場合は、転落防止の観点から、或は生活の再建をはかる上から、その事情に応じ生活指導、就職、住居あつせん、社会保障の適用等のあつせん、その他の措置をとることになる。したがってホノノ表のとおり、対象者100に対しそのとつた措置は100%を上回っている。

売春の転落防止に関する相談で最も多くとられた措置は、本人、家族などに行なつた生活指導(75%)である。ついで本人の生活状況、就業先、家族状況等の調査実施(50%)、返家問題、それ

(1) 転落防止に関する相談

措置内容別	%
転落防止に関する相談対象者総数 (措置総数)	100
紛争の処理——就職先の問題	25
生活指導	75
社会保障の適用について	25
調査実施実施	50

注：一人につき二つ以上の措置をとつた場合は、それぞれ該当欄に算入した。したがって合計は100%をこえる。

(2) 更生に関する相談

措置内容別	%
更生に関する相談対象者総数 (措置総数)	100
紛争の処理	15
就職先の問題	3
家庭内の問題	3
離婚の問題	3
貸借の問題	6
就職あつせん	9
生活指導	49
社会保障の適用について	30
調査実施実施	21
他機関へ引き渡	9

注：一人につき二つ以上の措置をとつた場合は、それぞれ該当欄に算入した。したがって合計は100%をこえる。

にともなう荷物の引取等就居先の問題についての紛争処理(25%)生活保護・婦人相談所入所等社会保障適用あつせん(25%)となっている。(オノノ表①参照)

オノノ表②(比較)

更生に関する相談で最も多くとられた措置は、本人及び家族に対する生活指導(49%)で、社会保障の適用あつせん(30%)がそれについている。他は、調査実施(21%)、紛争の処理(15%)、就居のあつせん(9%)、他機関へ引渡(9%)の順となっている。社会保障適用あつせんの主なものは婦人相談所入所あつせん、生活保護、医療扶助、帰国旅費のあつせん等である。また調査の実施内訳は前記転移防止の相談対象者とはほぼ同じようである。紛争の処理の15%は必要に応じ関係機関の協力を得て行なっているが、その内訳は前借金の解決が最も多く、他は退居問題、賃金の不払等の紛争の処理、家庭内の紛争処理である。家庭内の紛争処理では夫との和解並びに離婚問題、至親の困窮や「ひも」の問題等の処理が多く、いずれも放置しておけば再び転移の道をたどるおそれのあるものであつた。就居については、対象者の教育程度や特殊技能を身につけているものが少ないため、一般と同列で就居させる事は非常に困難であつたが、公共職業安定所に依頼し、室も安定所に協力して就居あつせんに努めている。就居先の主なものは旅館・料理屋・飲食店女中等で、これらは十分調査した信用のおけるもののみである。

他機関への引渡しの内訳は福祉事務所、家庭裁判所、婦人相談所等である。

一般婦人問題に対する措置では、紛争の処理が52%で最高を占め、ついで生活指導(36%)、就居あつせん(20%)、社会保障の適用あつせん(15%)、他機関への引渡(11%)の順となっている。紛争の処理ではオノノ表に示す通り家庭内の問題の紛争処理、就居先の問題の紛争処理が最も多い。これらの紛争処理は売春問題・同族他機関の協力を得て解決したものも少なくない。(オノノ表参照)

生活指導は全体の36%であるが、これは、本人のみでなく夫や

(18)

オノノ表 一般婦人問題措置状況

措 置 内 容 別	%
相 談 対 象 者 総 数 (措 置 総 数)	100 (140)
紛 争 の 処 理	52
家 庭 内 の 問 題	19
就 居 先 の 問 題	16
商 婚 問 題	5
子 供 の 問 題	4
結 婚 問 題	4
養 子 家 組 の 解 消	1
賃 借 問 題	1
財 産 分 与 の 問 題	1
と の 他	1
生 活 指 導	36
就 居 あ つ せ ん	20
社 会 保 障 の 適 用 に つ い て	15
他 機 関 へ 引 渡	11
調 査 実 施	1
訪 問 あ つ せ ん	1
住 居 あ つ せ ん	1
と の 他	3

注 一人につき二つ以上の措置をとつた場合はそれぞれ該当欄に算入した。したがって合計は100%をこえる。

その家族、子供にまでおよんでいる。これ等の指導は来室を待たずに行なわれるばかりでなく、必要と思われるときは家庭、学校、取巻等へ出向いて数回にわたって行なっている。

(19)

就労については、公共職業安定所に連絡してあつせんと受けおせたが、そのうち就労先が決定したものは約半割で、その職種は、工員、家庭女中、店員、旅館・料理屋、飲食店女中、事務員等が多く、売春問題相談対象者と比較してその就労範囲は非常に広がっている。また、中には技術習得のため美容師、洋教師、看護婦見習と志した者も多少あつた。

社会保障の適用あつせんでは医療扶助、生活保護、各種社会保険の受給あつせん、貸付金の受給あつせんが多い。他機関への引渡しは家族、福祉事務所、警察、民生委員、学校の担任教師等である。

以上の措置は3・5年度の相談事項にもとづきなされたものであり、それ以後も必要と思われるものは引続き措置を行なっている。

(6) 相談業務からみた売春問題

婦人少年室の取扱う相談業務件数は年々増加の傾向にあるが、そのうち直接売春問題相談として申立てを受ける件数のみについてみると、その数はしだいに減少する傾向をしめしている。これは売春防止法によって売春行為が禁止されている現在、被害未然の者は勿論、売春アのあるものでも、はっきり売春問題として相談を持ちこむことをさける傾向があり、従つて申立てのみでは売春アを明確に把握出来ぬため、一般婦人問題として取扱つたものが多いこと、また、売春アがあつても完全に更生した婦人の問題は、すべて一般婦人問題として取扱つたことなどのためであつて、この現象によつてたどちに売春問題が減少したとはいへない。

売春問題相談業務にのつた対象者のうち、現在売春を常習としているものの現数、ならびに最近まで売春を常習としていたものの当時の振業をみると、その大半が表面上何らかの正業をもっており、正業の裏にかくれて売春を行なっているものが多い。そうした売春行為は発見され難く、従つて売春問題相談の対象とはなりにくい。これは相談の対象となつた者はどのような理由で転落し、また転落しようとしたのであろうか、それに対象者たちの生活面からさぐつ

てみると、まずオーに家庭に問題があるとみられる者が最も多く、その内訳は家庭不和、家庭的不満、生活苦等である。ついで多いのは本人に問題があるとみられるもので、これには失態、偶発的被害、高値等により自暴自棄となつたためのもの、不良性や虚栄心から現在の収入以上の収入を得たいためのものが多い。また、初めから転落の理由があつたのではなく、バー・キャバレー・芸者・旅館・料理屋・飲食店女中等の振業についているうち雇主の要求、朋輩の誘引等により転落した者もかなりいる。なお、ゆづかではあるが本人は何も知らぬまま親に売られた者もみられる。

これらの対象者は、生来、あるいは長い売春正の結果、性格に破たんをきたしている者、怠惰な生活からぬけられない者等も多く、その更生にはいろいろと困難な障害をとまなつてゐる。ごく少数の者を除いては、更生しようという意欲に欠け、したがつて就労反とも水商売のせ中など安易なものを希望し、また実際にも教養程度が低く、特殊技能を持たないなどの点から、いきおいその方面への就労が多くなる。しかしこうした就労先での収入は不定で、いきおい振場を転々とかえる定着性のない人間となり、再転落することが多い。また、更生しようともまじめな振場に就労がかなつても、今までの怠惰な生活や病気などのために体力的に続かず、精神的にもすぐ動搖をきたし振場をやめ、転々とするうち生活に困り再転落するなど完全更生はなかなかむずかしい。

家庭復帰をするにしても、生活が食しく、親が収入の多い振場で働く手を希望したり、父親や母親の不身持など、家庭環境が極度に悪かつたり、あるいは本人が振業を厭つたりして家にも暮付けない場合が多く、家庭復帰による更生はあまり期待できない。

そこでこれらの者の多くは婦人相談所あるいは一時保護所等へ入所あつせんをするが、束縛を嫌う入所を拒む者もあり、また施設へ入所させても協調意識が低いため仲間と常に問題を起し、はじめず飛ひ出してきたり、恨を懐いた物にする親やとも時存在の夫等、外部からの圧力により逃亡してしまふ者もある。

このように再び転落することのないよう、また急激な生活からゆ
げをさせるためには持続的な生活指導が必要であるが、その由何處
も救われる事があったりして、その指導には非常に根柢が必要であ
り、また、中には本人の指導よりも、子供を喰い物にする親等家庭
の指導の方が先決と思われることも多く、売春を悪とする考え方の
変遷をはかるための啓発活動が強力にのぞまれる。

2 事 例

(1) 売春問題に関する事例

転落防止に関する相談事例

事例(1)

○県名 秋田

○受理月日 昭和35年1月5日

○受理経路 婦人少年室への申出による

○対象者

氏名 N・S

年令 16才

学歴 中学2年在学中

職業 なし

結婚の状況 未婚

○現在の生活

① 家族関係

実父(年令不明) 大工、姉3人(25, 22, 19) 妹
(11)

② 生活歴

本人の母親は1年前に死亡、父親は大工であるがたいした収入はなく、酒のみで酔うと喧嘩を叩き、叩いたりする。上の姉2人は嫁いでおり、17才の姉が母代りをしている。

○相談事項 転落のおそれある養子縁組の解消

N子は、村でも評判の不逞者の姉弟(姉はもと売春婦との風評あり)の仲介で大阪のある旅館へ養女に行くことになり、いよいよ明日出発することになったが、売春婦に転落させられるおそれがあるので、養女にはやりたくないという長姉からの申出である。父親は仕度及び汽車賃として仲介人より2000円を受取りすっかり乗気になっている。

○措置 本人の父親が養家先に連絡し、一先ず本人の出発を見合わせた。大阪婦人少年室を通して、養家先の調査を実施した結果、好ましくない実情が判明したので、本人の父親を納得さ

せ、養子縁組を解消させた。なお養家先の交渉は大阪婦人少年室が当たった。

事例(2)

○県名 栃木

○受理月日 昭和35年12月23日

○受理経路 婦人少年室協働員の発見による

○対象者

氏名 Y・S

年令 15才

学歴 中学2年在学中

職業 不明

結婚の状況 未婚

○現在の生活

① 家族関係

養父母(年令不明) 職業不明

② 生活歴

本人は11月22日養父母のもとを家出し、浅草署で保護されたが、実母のところへいくといつて釈放され、そのまま、神奈川県湯河原温泉の芸妓置屋に住込んだ。なお、本人の実母は静岡方面で芸妓をしている。

○相談事項 家出人の捜査

Y子は昭和35年12月学校に転校すると届出たまま、その後連絡なく、担任教師も心配していたが、最近友人のところへ「神奈川県湯河原の某旅館で働いている」との手紙をよせた。「旅館名不明のため心配している」と婦人少年室が長欠児童調査のため中学校を訪問した際、学校長より相談されたものである。

○措置 就労先の所轄警察署に調査を依頼した。その結果、本人の就労先が判明したので、本人に面接、話し合いの上、実母の許に帰宅させた。

事例(3)

○県名 茨城

○受理月日 昭和35年3月15日

○受理経路 婦人少年室への申出による

○対象者

氏名 T・N

年令 不明

学歴 中学在学中

職業 なし

結婚の状態 未婚

○現在の生活

① 家族関係 実母(年令不明)一職業不明

② 生活歴

父親は行方不明、母親と2人で生活している。母親は素行が悪くいつも男が家に来ている。

○相談事項 家出人の捜査

本人が「私はうちにいては不良になる。世の中に出て働いて仕送りをすることからお母さんまじめになつて下さい」との書きおきをして家出したので、さげしてほしいという母親からの申出である。

○措置

警察、学校、隣組、新聞社を通じて捜査した結果、土浦市の「一井いのみや」で働いているのを発見、勤務す前で母親の許に帰した。さらに、本人、母親の生活指導を行なうとともに学校にも連絡、その後の指導を依頼した。その後、母親には内服をあつせん、引続き生活指導を行なっている。

更生に関する相談事例

事例(4)

○県名 福岡

○受理月日 昭和35年8月22日

○受理経路 婦人少年室協助員への申出による

○対象者

氏名 S・H

年令 19才

学歴 中学卒

職業 芸妓

結婚の状態 未婚

○現在の生活

① 家族関係

実父(49)一木工業、実母(45)一駄菓子店経営 妹(14)、弟(7)

② 生活歴

本人の両親は性格が合わず別居しており、母親はだらしない生活は困難である。本人は昭和34年8月、会津若松市の芸妓置屋に前借金1万円で住込み、母親には毎月2千円雇費を送金していた。その後半年で10万円位の借金ができたため、母親は本人を置屋には無断で喜多方の置屋に前借5万円で搬替えさせた。さらに昭和35年5月東山温泉に搬替えしたが、借金はつのもろばかりである。

○相談事項 前借金の解決

8月21日本人は買物に行くといつてそのまま家に帰ってきた。客をとるのも嫌だし、酒もきらいなので芸妓をやめたいが、前借金をどうしたらよいかと母親が婦人少年室協助員にうったえてきたものである。

○措置 就労先の調査を実施、業者と話し合った結果、前借金は棒引きとした。直ちに帰宅しても母親に問題があるため一先婦人相談所への入所をあつせんした。その後母親の生活指導を行ない家庭環境整備の上本人を帰宅させた。

事例(2)

- 県名 愛媛
- 受理月日 昭和35年10月17日
- 受理経路 婦人少年室への申出による
- 対象者

氏名 Y・N
 年令 16才
 学歴 中学卒
 職業 飲食店女中
 結婚の状態 未婚

○現在の生活

① 家族関係

実父(59) — 農業、実兄(35) — 農業、兄嫁(32) — 農業

② 生活歴

本人は中学卒業後家事見習いをしながら端物学校へ行っているうち、中学の級友にさそわれて家出し大河市内の飲食店に住んだ。転居したのもその店である。父は農協組合長その他町の名誉職をしている人望家であり、本人の事を知りおどろいて何回か迎えに行つたが帰らなかった。ところが同じ店に働いていた女達(17)が九州方面の暴力団に売られたということを知り、恐ろしくなつて10月15日その店を逃げ出し、父親のところへ帰つたが、父親が激怒していたので家に入れなかったため、再び家出。松山市の実姉の嫁ぎ先にたずねて来た。

○相談事項 更生指導

Y子の更生と今後の生活方針を、実姉と兄嫁とで相談に来たものである。

○措置 婦人相談所に入所あつせん後同所の婦人相談員とともに父親と本人間の紛争処理に努力し、円満解決の上帰宅させた。

事例(3)

- 県名 千葉
- 受理月日 昭和35年12月14日
- 受理経路 婦人少年室への申出による
- 対象者

氏名 E・Y
 年令 23才
 学歴 高校卒
 職業 無職
 結婚の状態 有夫

○現在の生活

① 家族関係

実父(62) — 豆腐製造業、実母(年令不明)、姉夫婦(年令不明)、妹(年令不明)、夫(内縁、27) — 服役中

② 生活歴

本人は高校卒業前後より浪手になり夜もおそく帰宅するなど、不良化の傾向があつた。まもなく家出をし、職安のあつせんを東京有楽町のパチンコ屋に住込んだが、さらに喫茶店バー等を転々としていた。その後美容学校に4カ月程通ううちに現在の夫(ひも)と知りあい同棲した。夫はつつもたせの現行犯で、しばしば警察にあげられたが、その都度本人の父親が罰金等あとしてしまつてしまつていた。現在夫は、つつもたせの現行犯にからむ公務執行妨害のかどで服役中。なお本人は精神分裂症で何度も入院し、その都度逃げ出している。現在も同症のため入院中逃げだしたところを上野で捕まり、警察の連絡で12月14日病院側と親に連れ戻された。

○相談事項 保護更生の方法について

夫が来年1月出所するのでそれまでに更生施設にでも入れて本人を更生させ、今後ひも約存在の夫からさりはなして生活させたい。また、現在の入院費は月々3万円もかかり面倒が

みきれないので、はやく退院させたはがどうしたらよいかとの父親と実姉からの申出である。

○措置 本人の天状について病院側と話し合った結果、一先ず退院させ自宅療養することとした。一方、その後の措置については所轄福祉事務所に連絡善処を依頼した。

(2) 一般婦人問題に関する事例

就職についての相談事例

事例(1)

○県名 長野

○受理月日 昭和35年9月20日

○受理至路 婦人少年室への申出による

○対象者

氏名 S. G.

年令 34才

学歴 師範卒

職業 無職

結婚の状況 有夫

○現在の生活

① 家族関係

夫(34)―無職、長男(5)、次男(2)、夫の父(55)―農業、夫の義母(40)―農業、夫の弟(28)―会社員

② 生活証

本人は昭和21年師範学校を卒業し、青年学校、中学校等で約10年間教員をとっていた。その間に中学校教員であった夫と結婚した。退職後は夫の両親のもとに帰り農業の手伝いをしている。33年に夫は同僚の女教員と関係をおこし、そのために依頼退職の形で二人共やめさせられた。夫はその頃から精神分裂症の兆候があらわれ、間もなく精神病院に入院し、現在は退院して家の一室で読書や機械いじりをしている。本人は農業

を手伝うかたわら子供と夫の面倒をみている。夫の療養費、子供の教育費は退職金を貯えておいた中から支払っているが、生活はくるしい。夫の両親は食べさせてはくれるが、その他の生活には関与しない。

○相談事項 就職のあつせん

教員への復帰は困難なので他への就職をあっせんしてほしい。希望は二子を連れての住み込みの寮母か、又は通勤可能な事務員等である。就職する事について家族向に異存はない。

○措置 職業安定所に就職のあつせいを依頼した結果、事務員として就職がきまった。

事例(2)

○県名 徳島

○受理月日 昭和35年9月29日

○受理至路 婦人少年室への申出による

○対象者

氏名 E. I.

年令 22才

学歴 筆記学校卒

職業 無職

結婚の状況 未婚

○現在の生活

① 家族関係

祖父(70)―農業、実父(42)―農業、実母(48)―農業、妹(20、15、10)

② 生活証

中学校卒業後母の反対をおしきって筆記学校に通い、珠算才1級をとった。母親と不仲のため、建材店、ゴム会社など勤めたが思わしくなく、最後に安定所の紹介で紡績会社につとめたが、家から是非帰れとのことと退職金をもらい帰宅した。家に帰って見たが母親とうまくいかず、ことに本人の結婚話の

ときには反対し通した母親が、妹の縁談には一生懸命になって奔走しているのに腹をたて、口論のすえ家をとび出し、家裁に相談にいったところ、婦人少年室を教えられて未望、

○相談事項 就職のあつせん

もう一日も実家へは帰りたくない、すぐに就職をあつせんしてほしい、もしなければ今夜にでも大阪に行き眠をさがしたいという相談である、

○措置 本人と母親間の和解をはかるとともに、本人の就職を取業安定所に依頼した、その結果、住込み店員として就職がきまり、現在は母親とも紛争することなくまじめに働いている、

・就職先の問題についての相談事例

事例(1)

○県名 青森

○受理月日 昭和35年6月3日

○受理至路 婦人少年室への申出による、

○対象者

氏名 H・O

年令 16才

学歴 中学卒

取業 理容師見習

結婚の状況 未婚

○現在の生活

① 家族関係

実父(50)― 取業不明、以下詳細不明

② 生活証

本年4月理容学校の照会で理容院に見習として就職した、住込みで無給で働いていたが、食事は1日2食でその度も非常に悪く、副食費は7分で100円である、主人が理容師会の会長をしている関係で会合のある時はおそくまで帰られないなど、就労条件が悪いため同院をやめる決心をし、主人に話したところ、2

か月の教授料7,000円を払えといわれた、就労の際の約束なので仕方なく4,000円だけ払いあとは待つてくれるようお願いしたがさきいれられず、荷物も押えられて困っている、

○相談事項 退院にともなう荷物の引取り及び雇主との賃借問題の解決

押えられている荷物を引取り、教授料の残金も待つてくれるよう交渉してほしいと父親よりの申出である、

○措置 就職先の店主に面談、話し合いの結果、荷物は引渡され教授料の残額は免除となり、紛争は解決した、

事例(2)

○県名 兵庫

○受理月日 昭和35年12月15日

○受理至路 婦人少年室への申出による

○対象者

氏名 N・F

年令 15才

学歴 中学卒

取業 工員

結婚の状況 未婚

○現在の生活

① 家族関係

実父(51)― 無取、実母(46)― 無取、姉(23)― 取業不明、妹(18, 11, 8), 弟(11)

② 生活証

実父は病気で入院中、生活保護世帯で生活は非常に困難である、姉は一度嫁いたが離婚して現在いっしょに生活している、本人は中学を卒業してこの9月より工員として製缶工場に勤務しているが、今日のはじめ手洗に行く途中工場内の奥物の一部で頭を打った、2日程はどうもなかつたが其後ひどく痛んできたので会社の近くの病院に入院した、

○相談事項 災害補償の適用について

会社側より災害補償は貰えないものであるとか、会社側は健康保険で治療するようにいって症状が悪化してきて困っている、生活保護世帯でもあり、何とか方法を講じてやりたいというオ、三者よりの申出である。

○措置 所轄所仍基準監督署と連絡、災害状況の調査実施ならびに労災補償決定につき依頼した。其後同署より事件は業務上過失として労災補償の受給が決定した旨回答を得た。

家庭内の問題についての相談事例

事例(1)

○県名 岩手

○受理月日 昭和35年11月2日

○受理至路 婦人少年室への申出による

○対象者

氏名 I・T

年令 28才

学正 高校卒

職業 洋裁教師

結婚の状況 有 夫

○現在の生活

① 家族関係

夫(34) — 教員、長女(5) 夫の父(60) — 無職

夫の母(57) — 無職

② 生活正

本人は富有な農家の長女に生まれ、高校卒業後洋裁を習得して村の授産所の洋裁教師をしていた。昭和27年現在の夫と結婚し長女を得たが勤めは続いている。婚家は定年で退職した舅と姑があり、舅の恩給で充分生活できると思われるのに、本人及び夫の給料をとりあげて一切本人には相談しない。家事はほ

とんど本人がしており勤めにさしさわる程であるが、それでも姑の小言がたえず、たまりかねて2年前離婚を決意して婚家を出た。夫は姑の言うままになり本人のことは取上げてもらえなかった。その時は仲人が中に入って、本人の月給は姑には出さないこと、夫の月給からは2万円だけ渡すこと、姑が家計ををつける等の約束で婚家にもどったが実行されず、家の中はおもしろくない。なお姑から子供は一人でよいと言われ、将来の家族計画もたたない生活を送っている。

○相談事項 夫の面親との別居

本人の職場が盛岡にかわったのを機に、夫の面親と別居をしたいので夫を説得してほしいと希望したものである。

○措置 夫に面接、今後の生活問題について話し合った。本人、夫、姑の間に円満解決をみ、面親と別居することになった。盛岡市に引越した旨本人から連絡があったので、本件は解決したものとみて措置を打切った。

事例(2)

○県名 福井

○受理月日 昭和35年8月5日

○受理至路 婦人少年室への申出による

○対象者

氏名 T・T

年令 25才

学正 高校卒

職業 無職

結婚の状況 有 夫

○現在の生活

① 家族関係

夫(31) — 私鉄職員

② 生活正

本人は豪族で現在金沢に居住しているT家の福井に残してあ

る田地2町歩を守っていくため、幼少時丁家の養女となった。しかし、未成年のため本人の実父が代って田地を耕作していた。本人が適令期となり丁家の家を継ぐべく養子を迎えた（住居は実父が古い間本人名義の田地より上る収益をとっていたので実父が35万円で購入与えた）が、本人が世帯をもつてからも実父は年貢料も米もくれず、田地は俺のものだと言って勝手に本人所有の田地や山を売っていた。夫が田地のことをいうと「田地の事をいっただけしてやる」という始末である。なお、実父からは他の姉妹のように愛されず冷めたい仕打をされている。

○相談事項 財産に関する親子間の紛争

親がそれほどほしかる田地ならやうてしまった方が幸せだとも思うが、丁家の財産でもあり、どのように処置したらよいかとの相談である。

○措置 財産の管理及び家庭裁判所への申立手続等の指導を行ない、家庭裁判所へ相談に行くようすすめた。

離婚問題に関する相談事例

事例(1)

○県名 新潟

○受理月日 昭和35年2月19日

○受理経路 婦人少年室への申出による

○対象者

氏名 K・K

年令 39才

学歴 小卒

職業 無職

結婚の状況 有夫

○現在の生活

① 家族関係

夫(46) — 飼料販売業、夫の母(67) — 無職、夫の妹

(27) — 洋裁仕立

② 生活証

昭和26年に結婚、本人は初婚、夫は再婚であった。以来8年以上たつが子供がなく、いまだに入籍もしていない。入籍の件は本人から何回となく持ち出しているが実行してくれない。

結婚以来、本人は小遣いももらわず、病費等の費用は一切実家から出してもらっていた。姑は気の強い人で、婿を2度迎えたが出してしまった。また、本人の夫を一人で養育したためか本人が夫と話していても非難するし、夫は意地張りで我を通すので家庭内は常に不和である。

昭和34年8月、実母が死亡したため実家に帰ったところ、婚家先から離婚話が持ち出され、そのままさまりがつくまで帰ってくるなという事で別居している。

夫姑側の言い分は本人が子供が出来ない体(結婚前子宮後屈手術を受けたことあり)で嫁いだこと、気分の起伏のはげしい事等である。

○相談事項 離婚についての慰謝料請求

8年もいっしょに生活し、自分もずいぶん働いたのであるからこのまま離婚されるのも困る。しかし今さら婚家へもどつてみてもうまくいさそぐもない。ついでに慰謝料等充分な保障をしてほしいので相談にのってもらいたいと求望した。

○措置 婚家先の意見、本人の意見などを聴取し双方の和解をはかったが、夫舅間の愛情も認められず、本人も離婚を決意したため家庭裁判所に離婚の申立てをさせ、その後の措置は家庭裁判所に引き渡した。

事例(2)

○県名 広島

○受理月日 昭和35年1月14日

○受理経路 婦人少年室への申出による

○対象者

氏名 T・T

年令 31才

学歴 不明

職業 美容師

結婚の状況 有夫

○現在の生活

① 家族関係

夫(32) — 会社員、長女(10)、長男(8)

② 生活歴

本人は戦後朝鮮より引上げて来て美容院を商業し、24年に現在の夫と恋愛結婚をした。夫は生活に無責任で、給料ボーナスをあまり家に入れず、1年位で女道楽をはじめ、外にバーの女を囲っていたが、1昨年9月夫は家を出てその女と同棲している。別居後夫は送金もせず無責任なので家裁に離婚の申立てし、子供の養育費を月5,000円支払うよう要求したが、夫は2,600円位しか出さぬといひ、また長女を渡さぬば離婚に応ぜぬといっている。

○相談事項 離婚に伴う子供の養育費及び慰謝料の請求

これから先も夫と生活することに見込みもないので離婚し、子供2人を養育していきたいので養育費、慰謝料を請求したい。

○措置 すでに家庭裁判所に申立てしているため、その調停の結果

をまっことし、その同離婚後の生活設計などについて助言指導した。1月26日の調停の結果、子供は本人が引き取り、夫は子供が成人するまで養育費として月2,000円を支払うこと、財産は本人のものとする条件で離婚が成立した。

結婚問題についての相談事例

事例(1)

○県名 奈良

(38)

○受理月日 昭和35年3月11日

○受理経路 婦人少年室への申出による

○対象者

氏名 S・E

年令 24才

学歴 高校卒

職業 工員

結婚の状況 未婚

○現在の生活

① 家族関係

実父(年令不明) — 無職、実母(年令不明) — 呉服商

兄(年令不明) — 計理士

② 生活歴

本人は7人兄妹の末っ子に生まれ父ままだに育てられた。母親は留守勝手で、日常生活に対してはすべて放任されていた。高校卒業と同時に現在の会社に勤務した。5年前に自衛隊在学中のAと知りあい本人同士で婚約をした。Aはパイロットの訓練中で仕官すれば拳銃をすと確約していたので、それを信じてすべてを許して交際していたところ、最近他の女性と式をあげることになっている事実を知り、失望のあまり服毒自殺をはかったが一命はとりとめた。

○相談事項 婚約不履行の問題

5年間も待っていた事でありどうしても彼と結婚したい。何とか助力してほしい。又もし履行できなければ100万円程度の慰謝料を請求したい。

○措置 本人に対し生活指導を行なう一方、両親に面接、問題処理について話し合い、家庭裁判所への申立手続について助言指導した。

事例(2)

○県名 福岡

(39)

○受理月日 昭和35年12月22日

○受理経路 婦人少年室への申出による

○対象者

氏名 T・T

年令 24才

学歴 高校卒

職業 無職

結婚の状態 未婚

○現在の生活

① 家族関係

実父(50)―農業、実母(48)―農業

② 生活歴

本人は農家の一人娘である。高校卒業後家事や農業の手伝いをしていたが、2年前結核のため療養所へ入所した。1年9カ月の療養後退院し、現在は家事を手伝っている。本人は療養中に知り合ったスウカの男性と恋愛しており、結婚したいと考えているが、父親や親せきから反対されている。彼は6人兄弟の4男で、養子に承知しており、現在は退院して家の農業を手伝っている。

○相談事項、家族反対の結婚

父、伯父、伯母が彼との結婚を病人同士である事、生活力がない事、彼の卒業後の素行が悪かった事など理由に厳硬に反対している。このため一時、母と2人里にあずけられた事もある。彼は「仲らけるようになって1人前の話ができるようになれば父親に相談するから我慢しなさい」と言っているがどうしたらよいかと手紙での相談である。

○措置 本人ならびに相手の男性に未達を求め、意志を確かめた上本人の父親に面接、結婚の話をするよう労をとる。其の後本人に対しては今後の生活方針などについて助言指導を行っている。

子供の向題についての相談事例
事例(1)

○県名 島根

○受理月日 昭和35年8月27日

○受理経路 警察署からの引受

○対象者

氏名 O・T

年令 16才

学歴 中学卒

職業 工員

結婚の状態 未婚

○現在の生活

① 家族関係

祖父(65)―無職、叔父(30)―クリーニング店経営
叔父の妻(スウ)―無職、叔母(24)―取業不明

② 生活歴

実母は戦時中本人と兄の2子をつれ、叔父の家に疎開している間に父に世がでさ離婚した。本人は母に引取られたがスウの時死別し、祖父、叔父夫婦によって育てられた。父親は名古屋に在住している。

中学卒業後パン屋の住込店員となったが、ここで同じような境遇の娘Hと知りあった。Hは不良少年の仲間であったため、その感化を受けて素行が乱れた。6月、本人は雇用主とけんかの末、Hとともに家族にも無断で本人の叔母の婚家先である福知山に行き、バーの女給となつたが半年後帰郷し、旅館(本家に当たる)に手伝いとして住込んだ。これも永続させず間もなくやめ叔母の世話でゴム工場に勤務するようになり現在もそこで働いているが、最近ますます不良化し、今夏、金休みに勤務地より帰郷した際も男友達を含むHのグループといっしょに夜間は無人である建設中途の家屋で宿泊している。

○相談事項 不良児の保護指導

本人の指導に手をまわしている叔父夫婦から本人の指導並びに今後の対策について相談を受けた警察から、本件について協力依頼を受けたものである。

○措置 本人ならびに叔父夫婦に面接。生活態度について助言指導する一方、児童相談所にも協力依頼した。なお、本人の就取については適当な方策を考えていたところ、祖父の知人宅（広島）に下宿、就取することになったと叔父から連絡があり、その後本人からまじめに生活している旨の便りがあった。

事例(2)

○県名 長崎

○受理月日 昭和35年4月23日

○受理経路 婦人少年室への申出による

○対象者

氏名 A・S

年令 43才

学歴 旧高女卒

職業 無職

結婚の状態 死別

○現在の生活

① 家族関係

長男（19）— 工員 長女（17）— 店員 次女（15）

② 生活証

本人は夫死亡後生活保護を受けながら子供を養育した。現在は取持ちようになつた子供の送金によって余裕のない生活を送っている。長女は中学卒業後東京の洋食店に住み込んでいるが盗癖があり、店主から手紙で注意されたこともある。その後、長女が飲食店で働きたいと言い出し、本人、叔父等の説得もきかず困っている。

○相談事項 盗癖のある子供の教育指導

本人、親戚の者がいくら言っても改める態度をとら

ない。1日も早く正しい生活ができるよう婦人少年室からも彼を指導してほしい。またこのような場合母親として遠くからどのような態度で説得したらよいか教えてほしいとの申出である。

○措置 東京婦人少年室を通し、長女の就取先の実情調査ならびに生活指導を行なった。その結果、長女は取場に落付き、店主の理解も得てまじめに働くようになった。一方、母親に対しては東京での調査結果、長女にどうした措置などを知らせ、今後の生活態度について助言指導した。

社会保険の適用に際する相談事例

事例(1)

○県名 北海道

○受理月日 昭和35年7月17日

○受理経路 婦人少年室への申出による

○対象者

氏名 M・S

年令 51才

学歴 旧高女卒

職業 無職

結婚の状態 有夫

○現在の生活

① 家族関係

夫（56）— 無職 子供2人（年令不明）

② 生活証

本人は結婚後、結核性腹膜炎で療養したことがあり、健康はあまりすぐれていない。昭和26年夫は退職して会社を営んだが倒産し、借金に追われる身となり翌年も差押えられ、其の日の糧にも困るようになった。本人もいろいろな内職をしてどうにか暮らしてきた矢先、夫が身心の過労で突然咯血し毎日血痰が続いている。本人も最近では体が疲れるので再発したのではな

いかと思ひ、心にかけながら、金もないまま診察もうけられな
いでいる。

○相談事項 医療扶助、生活保護の受給あつせん

夫及び本人の診察を受けたいが金がないので困っている。又
二人共この状態を助らくこともできず生活できない。何とか保
護をしてほしい。

○措置 保健所に診察を依頼する一方、市福祉事務所には医療扶
助、生活保護について善処方を依頼した。その結果、医療扶助
生活保護が適用され、本人は自宅療養、夫は入院の措置がとら
れた。

事例(2)

○県名 山 梨

○受理月日 昭和35年3月4日

○受理至路 婦人少年室への申出による

○対象者

氏名 S・I

年令 26才

学歴 中学卒

職業 旅館女中

結婚の状態 有 夫

○現在の生活

① 家族関係

夫(年令不明)——無取

② 生活証

本人は東京に生まれ育つた時父と商別、母の故郷である山梨
に帰った。中学卒業後22才迄東京に出て女中をし、その後山
梨で旅館女中、バーの女給等をしているうち現在の夫(前科7
犯)と知りあい同棲した。現在、夫は更生して自動車学校に通
学中で、本人は旅館の住込女中となって働いている。

○相談事項 ①医療扶助の受給あつせん ②世帯更生資金貸付の

あつせん

本人は妊娠6カ月で目立って働けなくなってきたが、今のと
ころ子供を生める生活状態ではないので中絶したい。また旅館
住いのため毎日300円支払わねはならず、下宿に移りたいが
その費用がない。新生活をするために何とかこれらの費用を都
合してほしい。

○措置 夫を職業安定所に同行し、工員として就職あつせんした
また福祉事務所に連絡協議の結果本人は一時保護施設へ入所し
医療扶助にて妊娠中絶をした。その後民間団体より生活資金の
借入を受け、無事下宿におちついたが、なおその後の生活指導
を行なっている。

生活指導についての相談事例

事例(1)

○県名 岐 阜

○受理月日 昭和35年3月1日

○受理至路 婦人少年室への申出による

○対象者

氏名 T・S

年令 36才

学歴 高小卒

職業 家政婦

結婚の状態 商別

○現在の生活

① 家族関係

長男(14) 次男(11)

② 生活証

結婚後夫は大牟田の炭鉱につとめたが8年前失業した。生活
ができなくなり親子4人を本人の実家に帰り同居したが、実家
で夫をきらった局実家を出た。本人は実母に乳児をあずけ、夫、

長男と別居し、単身岐阜に来て食堂の女中となった。3年間働いたがあまりに給料が安いので家政婦に転職した。8カ月病院で働き、旅費が出たのを機会に当時九州で二児を抱え日雇人夫をしていた夫の許に帰った。しかし依然として貧困で、かつ酒癖の悪い夫に辛抱できず、二児を連れ所持金24円を持ち夫に無断で、再び岐阜に来て食堂の女中として5カ月働いた。ところが子供が家主にさらわれ、家を迫立てられ困って、児童相談所の世話で母子寮に入居した。その後家政婦会に籍をおき働いたが、長男が夫の許に帰ったので母子寮を出て同居り生活をしたが、間もなく戻って来た長男が手癖が悪いという事で部屋を出され再び母子寮に入居した。

○相談事項 生活の指導

母親が外で働いて来たため、目が掛けられ子供が悪くなったように思うので、何とか家で出来る商売をしたい。手はじめに野菜の行商をやり将来は店を持ちたいと希望している。よい生活の方法を指導してほしい。

○措置 本人の希望、生活状態について調査した後、野菜行商で成功している丁氏(協助員の知人)に本人を紹介し、仕入方法等について指導を依頼した。一方子供の善導については協助員ならびに母子寮の寮母に特別指導してもらうよう取り計った。その後、本人は行商に精出しており、子供の性度も落付いて来た。と協助員より連絡があった。

事例(2)

○県名 高 知

○受理月日 昭和35年3月5日

○受理経路 婦人少年室への申出による

○対象者

氏名 T・Y

年令 40才

学歴 小 学

職業 無 職

結婚の状態 離 別

○現在の生活

① 家族関係

長女(17) 美容師見習 長男(14) 次男(11)

② 生活証

夫に死別した後3人の孩を抱えてブリキ職人と再婚、彼屋に勤めている間に他に男ができてブリキ職人と別れた。その間生活のため長男にはほとんど学校を休ませブリキ職の手伝いをさせていた。その後も次々と男をつくりふしだらな生活をしている様子である。

○相談事項 生活指導

子供達に家事をやらせ学校に通わせず、ふしだらな生活をしているのを見るにしのびず、もう少し母親としての義務を果たすよう指導してもらえないかと地区婦人会長よりの依頼である。

○措置 問題の母親宅を訪問し、子供の登校問題、生活態度について本人の反省をうながすとともに、今後の生活問題について話し合った。さらに、地区民生委員の協力を求め、母親の指導にあたっている。

調査依頼についての相談事例

事例(1)

○県名 山 形

○受理月日 昭和35年4月19日

○受理経路 婦人少年室への申出による

○対象者

氏名 A・T

年令 22才

学歴 中学卒

職業 家庭主中

結婚の状況 未 婚

○現在の生活

① 家族関係

伯母（年令不明）—職業不明

② 生活証

本人は早く両親を亡くし伯母に育てられた。中学卒業と同時に上京、自分で探した現在の雇主の家に家庭女中として住込んだ。給料は3,300円で、其の他書道、洋裁などを習わせてもらっていた。34年の秋帰国した際、このまま伯母の弟宅を手返つてほしいと言われ、本人もその気になったが給料の未払いがあるのでそれをとりて上京した。店主の依頼を受けてそのまま同家の女中として住み込んでいる。

○相談事項 就労先の調査依頼

本人の仕事の内容及び雇主の職業等調査してほしいと伯母よりの申出である。

○措置 東京婦人少年室を通し、本人の就労先調査を実施した。その結果、雇主は確実な家庭であること、本人もこのまま働きたいというので伯母にも了解を得て円満解決を見た。

事例(2)

○県名 群馬

○受理月日 昭和35年5月17日

○受理経路 婦人少年室への申出による

○村名

氏名 Y・M

年令 年令不明

学歴 高校卒

職業 旅館女中

結婚の状況 否 別

○現在の生活

① 家族関係

不明

② 生活証

女子高校を卒業後青年団長をつとめ33年4月結婚した。夫の家は指折りの財産家で、結婚後財産の違う事、嫁入り道具が悪いことなどお姑につらく当られ、村でも評判になっていた。本人が母の病氣のため実家に帰り婚家に戻ったところ妊娠5カ月の身で追い返され、入籍しないまま結婚生活1年後で（昨年11月）離婚された。子供は実家で生み婚家に渡したが認知されなかった。本人は兄弟がいたため実家にも暮付けず東京に働きに出た。現在も東京で旅館女中をしている。

○相談事項 別居している子供の現状調査

婚家に残してきた子供の生活状況を調査してほしい。警察へ訴えようと思うが他への迷惑を考え勇気が出ない。どのようにしたらよいかとの相談である。

○措置 警察ならびに地区協働員に子供の生活状況調査について協力依頼した。その結果、埼玉県の子供のいない家庭にもらわれ育てられていることが判明。本人に連絡するとともに、今後の生活について助言指導を行なった。

婦人問題相談 — 業務報告 —

昭和37年6月25日 印刷

昭和37年6月30日 発行

発行者 東京都千代田区大手町107

労働省婦人少年局

印刷者 東京都墨田区錦町1-12 西田博文社 (03)4711